商品概要説明書

JA教育ローン (カード型A)

(2023年4月1日現在)

商品名	JA教育ローン(カード型A)
	○当 J Aの組合員の方。
ご利用いただける方	○ヨリバの配百貨のカ。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上満 65 歳未満の方。
	○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方(農業者の場合は 150 万
	円以上、自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。
	○教育施設(修業年限が6か月以上(外国の教育施設は3か月以上)で、中学
	校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。)に就学予定または就
	a 大学、大学院(法科大学院など専門職大学院を含む)、短期大学
	b 専修学校、各種学校(予備校、デザイン学校など)
	c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部
	d その他職業能力開発校などの教育施設
	○生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本
	人またはご家族の持ち家であること。)。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金(借入申込日から2か月以内
	にお支払済みの資金を含む。)とし、資金使途の確認可能なものとします。
	(例)
	①教育施設へ支払う入学金、授業料、学費。
	②アパートの家賃等
契約金額	○10 万円以上 700 万円以内、10 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
契約期間	○ご契約日から1年後の応答日の属する月の 12 日 (休日の場合は翌営業日)
	までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその
	信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと
	判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、
	満 65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
	 ○新規貸越可能期間は、対象の就学子弟の卒業年度末日とします。ただし、新
	 規貸越可能期間中であっても、不適格等により1年毎の契約更新が停止した
	場合や 65 歳の誕生日以降の契約更新日が到来した場合は貸越停止となりま
	す。
	 ○変動金利とします。
 借入利率	○お借入利率は、3月1日、6月1日、9月1日および 12 月1日の基準金利
1117 (13)	(短期プライムレート)により、年4回見直しを行い、4月、7月、10月お
	V-/// / 1.10/140

	よび1月の利息決算日(約定返済日)から適用利率を変更いたします。			
	○お借入利率には、年1.15%の保証料を含みます。			
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わ			
	せください。			
	○新規貸越可能期間は、利息のみをご返済いただき、新規貸越可能期間終了後			
	は、元金および利息をご返済いただきます。			
	○約定返済			
	毎月12日(休日の場合は翌営業日)を約定返済日とし、契約金額(借入極度			
	額)に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。			
	具体的なご返済額は次のとおりです。			
	契約金額 (借入極度額)	約定返済金額(元金+利息)		
	10 万円以上 70 万円以下	1万円+利息		
	80 万円以上 150 万円以下	2万円+利息		
	160 万円以上 230 万円以下	3万円+利息		
	240 万円以上 300 万円以下	4万円+利息		
\r\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	310 万円以上 380 万円以下	5万円+利息		
返済方法	390 万円以上 460 万円以下	6万円+利息		
	470 万円以上 530 万円以下	7万円+利息		
	540 万円以上 610 万円以下	8万円+利息		
	620 万円以上 690 万円以下	9万円+利息		
	700 万円	10 万円+利息		
	○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随 時ご入金(ご返済)いただくことも可能です。ただし、随時ご入金(ご返済) いただきましても毎月のご返済(約定返済)をされたことにはなりませんの で、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われま す。			
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。			
担保	○不要です。			
保証人	○当JAが指定する保証機関(千葉県農業信用基金協会)の保証をご利用いた だきますので、原則として保証人は不要です。			
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯 ございます。	によって所定の手数料がかかる場合が		

、当組
い。当
切な対
け付け
用でき
0
弁護士
、お客
法もあ
ステム
す。
ありま
問合せ
て所定
かねる
でお問
. , -

JAいちかわ